

○印西市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（案）

令和 6 年 ● 月 ● 日 条例第 ● 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定により、印西市男女共同参画センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 市は、男女共同参画社会の形成（男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 2 条第 1 号に規定する男女共同参画社会の形成をいう。以下同じ。）のための啓発、活動の支援、情報の発信等の事業を行うとともに、市民に交流の場を提供するため、センターを設置する。

（名称及び位置）

第 3 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
印西市男女共同参画センター	印西市中央南一丁目 4 番 3

（業務）

第 4 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- （1） 男女共同参画社会の形成に関する情報の収集及び提供に関すること。
- （2） 男女共同参画社会の形成に関する相談に関すること。
- （3） 男女共同参画社会の形成に関わる学習の場及び機会の提供に関すること。
- （4） 男女共同参画社会の形成に関わる個人又は団体相互の交流の促進に関すること。
- （5） その他市長が必要と認める業務

（職員）

第 5 条 センターに、所長その他必要な職員を置く。

（使用できる者の範囲）

第 6 条 センターを使用することができる者は、男女共同参画社会の形成に関わる活動をしようとする者とする。ただし、市長が適当と認める者は、この限りでない。

（使用の制限）

第 7 条 市長は、センターを使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターを使用させないことができる。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- （2） 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- （3） 営利を目的に利用するおそれがあると認めるとき。
- （4） センターの設置の目的に反する行為を行うおそれがあると認めるとき。

- (5) その他前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障が生じるおそれがあると認めるとき。

(使用料)

第8条 センターの使用料は、無料とする。

(損害賠償)

第9条 使用者は、故意又は過失によりセンターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

○印西市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則（案）

令和 6 年 ● 月 ● 日規則第 ● 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、印西市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（令和 ● 年条例第 ● 号。以下「条例」という。）第 ● 条の規定により印西市男女共同参画センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（開所時間）

第 2 条 センターの開所時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休所日）

第 3 条 センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- （1） 土曜日及び日曜日
- （2） 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- （3） 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで（前 2 号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めたときは、臨時の休所日を定めることができる。

（使用者の遵守事項）

第 4 条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 施設、設備、展示資料等を汚損し、又は損傷しないこと。
- （2） 飲食、又は喫煙をしないこと。
- （3） 危険物を持ち込まないこと。
- （4） 火気を使用しないこと。
- （5） 許可なく寄附金を募集し、又は物品の販売などをしないこと。
- （6） 他人に危害を加え、又は迷惑になる行為をしないこと。
- （7） その他センターの職員の指示に従うこと。

（委任）

第 5 条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。